

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成27年2月6日 第60号
件 名	公衆浴場の確保に関する請願
請 願 者	文京区千駄木一丁目22番22号 藤代東洋夫
紹介議員	金子てるよし 浅田保雄
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚生委員会

## 請願理由

私たちが暮らす町、根津・弥生には公衆浴場が無く、千駄木1～4丁目、向丘、本駒込地域にもありません。このあたりの銭湯の利用者は千駄木5丁目のふくの湯や大塚の大黒湯、台東区や荒川区の浴場をバスや徒歩で通い利用しています。

浴場利用者の中では、高齢者が1回100円で浴場を利用できるシニア入浴券を谷中や池之端、巢鴨の浴場でも「使用できるようにして」という声があがっています。

例えば、北区の「高齢者ヘルシー入浴補助券」は荒川区尾久地域2カ所の浴場で、千代田区の「敬老入浴券」は新宿区と台東区の各3カ所で、中央区の「敬老入浴事業」は千代田区内神田と岩本町の計2カ所、台東区浅草橋3カ所で利用でき、足立区の「ゆ～ゆ～湯」入浴証も北区豊島8丁目の2カ所で利用できるようになっているそうです。これら他区の事例も参考にできないでしょうか。台東区では1回50円の「高齢者入浴券」を“荒川区や文京区でも使えるようにしては”という声もあがっているそうです。

東京都が2013年秋に都内の公衆浴場647軒を対象に実施したアンケート（平成25年度公衆浴場対策事業調査報告書）によると、「転廃業の予定がある」「いずれは転廃業する」と答えたのは291軒、うち約90軒は、5年以内の廃業を検討していると回答し、現在、区内の公衆浴場は9箇所となっています。都心では千代田区や港区、中央区が公衆浴場をつくっているように、自治体として浴場確保へむけた取組みが必要です。

公衆浴場、行政、利用者の私たちが立場の違いを超えて一緒になって考えてゆかなくてはならない問題だと思います。この請願は公衆浴場の確保について区として新たな取り組みをしていただきたいとの思いで提出するものです。

## 請願事項

- 1 シニア入浴事業の入浴券は、文京区内での利用だけでなく、隣接する区の公衆浴場の中で、文京区民の利用が多い公衆浴場でも利用できるようにしてください。
- 2 区民が毎月第2、4日曜日に一回100円で入浴できる「湯遊入浴デー」の回数を増やしてください。
- 3 地域になくはならない公衆浴場は、一定の要件を設け、経常赤字の一部を補助する等、浴場確保の手立てをとってください。
- 4 営業を終えた公衆浴場の建物を区として確保し、経営者を公募するなど、営業を再開できるよう手立てを取ってください。
- 5 根津・千駄木地域に公衆浴場を確保してください。